

# 福祉用具購入の手引き

白 老 町

令和3年4月

## 介護保険「福祉用具購入費」支給制度について

在宅の介護を必要とする人が、知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

### 1 介護保険の福祉用具購入費支給制度を利用できる人

白老町の被保険者で、要介護・要支援認定を受けた方のうち、心身の状況等により福祉用具が必要な方。

### 2 給付内容

支給限度基準額（福祉用具購入費用の上限額）は、要介護状態区分にかかわらず1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。

（ただし、同一種目・同一用途の福祉用具購入費の支給については、原則として上記期間に関わらず1回に限られています。）

### 3 福祉用具購入費の支払方法

- 1 償還払い………いったん費用の全額を負担し、申請により9割または8割**及び7割**分が保険より給付されます。
- 2 受領委任払い…被保険者が町に登録した事業者福祉用具購入費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の1割または2割**及び3割**を支払い、残りの9割または8割**及び7割**は町が事業者直接支払うものです。

### 4 介護保険の給付対象となる福祉用具購入費の対象用具

	種 目	機能または構造
(1)	腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの）
(2)	特殊尿器	尿または便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等または介護者が容易に使用できるもの。
(3)	入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの。 ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で浴槽への出入りのためのもの） ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト
(4)	簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの。
(5)	移動用リフトのつり具の部分	

## 5 福祉用具購入申請の流れ

①要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。

②居宅介護支援事業者等に相談。

(ケアプラン作成依頼している場合は担当のケアマネージャーに相談してください。)  
この時に支払い方法についても相談(受領委任払の場合は業者が福祉用具受領委任の登録業者であるか確認する。)

③購入前にケアマネージャー、地域包括支援センター職員等が事前確認を行います。町では申請内容の審査・確認をいたします。

④町の承認後に、知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から購入

受領委任払の場合

⑤-1

- ・支給申請書(受領委任払用)
- ・受領委任に関する同意書(様式第3号)
- ・領収書原本(本人1割負担分)
- ・請求書(様式第4号)(業者9割負担分)
- ・当該福祉用具のカタログの写しを町に提出する。

償還払の場合

⑤-2

- ・支給申請書
- ・領収書原本(本人10割負担)
- ・当該福祉用具のカタログの写しを町に提出する。

提出書類は返却せず、役場で一時お預かりします。書類提出から承認決定まで2～5営業日程度かかります。

⑥ 町が提出書類の内容等を審査後、指定の口座に振込みます。通常、前月の末日までに提出された場合、翌月の25日に入金となります。

## 6 支給申請に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	<p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払用） ※償還払いのときに提出</p> <p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（要綱様式第2号） ※受領委任払いのときに提出</p>	<p>① 申請印は印影がはっきりしていること。</p> <p>② 申請印はシャチハタではないこと。</p> <p>③ 償還払いの場合、口座は原則被保険者本人の口座であること。（本人以外の場合は、委任状を添付のこと）</p> <p>④ 受領委任払いの場合、事業者の口座であること。</p> <p>⑤ 訂正は、申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。</p> <p>⑥ 被保険者証などを参考に正確に記載すること。</p>
2	<p>同意書（要綱様式第3号） ※受領委任払いのときに提出</p>	
3	領収書	<p>① 宛名は被保険者本人であること。</p> <p>② 印紙が適切に添付してあること。</p> <p>③ 提出の際には原本とコピーを提出のこと。</p> <p>④ 受領委任払いの場合は利用者負担分の金額であること。（1割または2割<b>または3割分</b>）</p> <p>⑤ 償還払いの場合は全額分の金額であること（10割分）</p>
4	<p>請求書（要綱様式第4号） ※受領委任払いのときに提出</p>	事業者の請求書（9割または8割 <b>または7割分</b> ）
5	当該福祉用具のカタログの写し	

## 領収書見本

### 見本 1

領収書

令和3年4月2日

領収日(=申請書の購入を行った年月日)を記入します。

・被保険者名をフルネームで記入します。

白老花子様

金額 ¥3,000円

但し、介護保険福祉用具購入費利用者負担額(購入費用30,000円の1割負担分)として

購入金額の内、被保険者の負担割合がわかる形で、記入します。

上記正に領収いたしました。

○△□介護用品センター(株)  
白老町☆☆町1丁目2-3  
代表取締役 介護 太郎

印

購入事業者名、住所、代表者の役職、氏名を記入します。

代表者印を押印します。

### 見本 2

領収書

令和3年4月2日

白老二郎様

金額 ¥2,350円

但し、介護保険福祉用具購入費利用者負担額として

- ・腰掛便座 A社 ポータブルトイレA型(販売費用 15,000円)
- ・入浴補助用具 B社 シャワーベンチB型(同 8,500円)

上記正に領収いたしました。

○△□介護用品センター(株)  
白老町☆☆町1丁目2-3  
代表取締役 介護 太郎

複数用具購入の場合は各用具ごとに用具名、製造事業者、領収金額内訳を記入します。

## 7 留意事項

### (1) 要介護認定申請中に福祉用具を購入する場合

福祉用具購入は、要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、急を要する場合は、認定申請後、事前協議を経て福祉用具を購入することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は支給できません。支給申請は認定結果が出て空になります。

### (2) 入院・入所中に福祉用具を購入する場合

入院（入所）中の場合は特定福祉用具が必要と認められず、福祉用具購入費の支給はできません。ただし、退院と同時に必要な場合等は、事前に購入し、退院後に支給申請をすることは差し支えありません（退院しないこととなった場合は、申請できなくなることから、退院してから購入することが望ましい）。

なお、一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象外となります。

### (3) 町外からの転入または町内転居する場合

福祉用具購入は、居住していることが必要条件となり、福祉用具購入後、支給申請は居住してからでなければできません。予定の変更等で転入しないこととなった場合は支給できません（住宅により福祉用具の必要性は異なるはずであるため、町内転居においても同様に転居しなくなった場合は支給できません）。

### (4) 利用限度額

自己負担額は、保険給付額を先に計算（1円未満切り捨て）してから算出します。複数購入する場合は、個々の税込金額の計算となります。合計額からの算出ではありませんのでご注意ください。

### (5) 同一品目の再購入について

原則として、同一品目の再購入にかかる給付費の支給はありませんが、次の場合については認められることもありますので、必ず事前にケアマネジャーを通じて町にご相談ください。

#### ①特定（介護予防）福祉用具が破損した場合

通常の使用方法での破損等に限り認めます。破損による再購入を希望する場合は、破損した福祉用具の破損個所が確認できる写真が必要となります。（部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となります）。

#### ②被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

#### ③特別の事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損等が考えられます。